

”秋田暮らし”はじめての一步

制度紹介

どんな支援があるの？



どこに聞けばいいの？



移住支援金

東京圏*から秋田県内へ移住し、一定の要件を満たした方に対して、移住支援金を支給します。

*東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

助成額

家族で移住 **100万円** / 単身で移住 **60万円**

(18歳未満の子ども一人あたり100万円を加算)

対象者 以下の要件を全てを満たす方

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上(直前の1年間は連続)、東京23区内に在住または東京圏(※埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)から23区内に通勤していた方
- 次の①～⑤のいずれかに該当する方
 - ①「秋田移住支援金マッチングサイト」に掲載の移住支援金対象求人掲載日以降に応募し、正規雇用された方
 - ②国のプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業により就職した方
 - ③「起業支援事業費補助金(地域課題解決枠)」の交付決定を受けた方
 - ④本人の意思により移住し、それまでの業務を引き続きテレワークで実施する方
 - ⑤移住前に、移住先の市町村から関係人口として認められている方
- 秋田県へ移住されてから1年以内の方
- 移住先の市町村に5年以上居住する意思を持つ方

申請受付期間

移住後(3か月以上)1年以内

※市町村によって異なります

備考

市町村で定めた要綱により、独自の要件がある場合や扱いが異なる場合があるため、必ず移住前に転入を予定している市町村の移住担当窓口にご相談ください



詳細はこちら ▶



お問い合わせ先

この支援金の問い合わせ先は市町村となります。
必ず移住前に市町村にお問い合わせください。



市町村名	担当課	電話番号
秋田市	人口減少・移住定住対策課	018-888-5487
能代市	移住定住推進課	0185-74-6767
横手市	横手の未来ともにつくる課	0182-35-2266
大館市	交流推進課	0186-43-7149
男鹿市	企画政策課	0185-24-9122
湯沢市	まちづくり協働課	0183-56-8386
鹿角市	政策企画課	0186-30-0208
由利本荘市	移住支援課	0184-24-6247
潟上市	商工観光振興課	018-853-5350
大仙市	移住定住促進課	0187-63-1111
北秋田市	産業政策課	0186-62-8002
にかほ市	連携推進課	0184-43-7510
仙北市	まちづくり課	0187-43-3315
小坂町	総務課	0186-29-3907
上小阿仁村	総務課	0186-77-2221
藤里町	総務課	0185-79-2111
三種町	企画政策課	0185-85-4817
八峰町	企画政策課	0185-76-4603
五城目町	まちづくり課	018-852-5361
八郎潟町	産業課	018-875-5803
井川町	総務課	018-874-4411
大潟村	総務企画課	0185-45-2111
美郷町	商工観光交流課	0187-84-4909
羽後町	みらい産業交流課	0183-62-2111
東成瀬村	企画課	0182-47-3402

秋田暮らし応援事業

移住定住登録をして、秋田県内へ移住した方に、10万円を助成します！

助成額

1世帯につき **10**万円

※助成申請は、1世帯につき1回までです。



対象者

移住定住登録をした上で、令和7年3月1日から令和8年2月28日までに秋田県内へ移住し、(公財)秋田県ふるさと定住機構(TEL. 018-826-1731)へ移住完了報告し受理された方。

申請受付期間

令和7年4月1日から令和8年3月10日まで(必着)

(ただし、予算がなくなり次第、受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。)

※ 申請書様式は、移住完了報告をされた方へ、順次ご送付します。90日以内にご申請ください。

提出書類

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 債権者口座情報 報告様式(振込先口座の通帳の写し等口座情報を確認できるものを添付)
- (3) 移住された方及び移住された方の世帯全員が記載されている、県外からの異動が確認できる発行の日から3か月以内の住民票謄本(※)
- (4) 請求書
- (5) 誓約書兼同意書

※ 本県出身者(Uターン)は、県外に住所を変更し、在学期間を除き継続して3年を超えて居住された方が対象となりますので、確認書類を求める場合があります。

※ 移住後に秋田県内で転居している場合や移住定住登録時から名字の変更があった場合は、確認書類として、転居前に取得した住民票や戸籍附票等をご提出ください。

連絡先

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 移住促進チーム

相談時間 8時30分～17時15分、土日祝休

場所 〒010-8570 秋田市山王4-1-1 県庁本庁舎5階

連絡先 ☎018-860-1234 Email: iju@pref.akita.lg.jp

移住定住登録と事業の詳細確認は、
秋田県移住ポータルサイトからお願いします。

令和7年度 あきた暮らし応援事業



起業支援補助金

秋田県内で新たに起業しようとする方を応援します！

	若者起業家応援枠	地域課題解決枠※
対象者	若者(40歳未満)で 県内で起業を目指す方 	県内で地域課題を解決する 事業計画により起業を目指す方 
補助率 補助額	1/2以内 100 万円以内	1/2以内 300 万円以内
	移住者・県内での地域おこし協力隊経験者の場合 1/2以内 150 万円以内	
対象経費	設備費・機械器具費・構築物費などの事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、旅費、人件費	

※一定の要件を満たした移住者が「地域課題解決枠」に申請し、採択・交付決定された場合、最大100万円の移住支援制度の支給対象になる可能性があります。

お問い合わせ
申請窓口

この補助金の問い合わせ先は
起業する地域の商工会議所・商工会です

商工団体名	住所	電話番号
大館商工会議所	〒017-0044 秋田県大館市御成町 2-8-14	0186-43-3111
能代商工会議所	〒016-0831 秋田県能代市元町 11-7	0185-52-6341
秋田商工会議所	〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町 1-47	018-866-6677
大曲商工会議所	〒014-0027 秋田県大仙市大曲通町 1-13	0187-62-1262
横手商工会議所	〒013-0021 秋田県横手市駅前町6-33	0182-32-1170
湯沢商工会議所	〒012-0826 秋田県湯沢市柳町 1-1-13	0183-73-6111
(商工会総合窓口) 秋田県商工会連合会	〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町 1-47	018-863-8493



秋田県内の起業支援情報は「A-STA」から
チェックできます。

A-STA



募集人数制限なし

奨学金返還助成制度

次の2つの奨学金返還助成制度で働く若者を応援します！

あきた企業連携型奨学金返還助成制度

最大6年間で120万円助成します！

- ✓ 四年制大学卒相当以上の方が対象
- ✓ 登録企業（※）への就職が必要
- ✓ 助成金上限20万円／年（助成率10／10）

※県と連携して県内就職者の奨学金返還支援を行う企業。

制度の詳細はこちらから



秋田県奨学金返還助成制度

最大3年間で60万円助成します！

- ✓ 学歴は不問
- ✓ 正規・非正規でも対象
- ✓ 助成金上限20万円／年（助成率10／10）※

※成長5分野に就職する「未来創生分」の場合。それ以外は、上限13万3千円／年（助成率2／3）の「一般分」。

制度の詳細はこちらから



申請受付期間

令和7年4月1日から令和8年2月20日（消印有効）まで

連絡先

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 調整・県内定着促進チーム

TEL：018-860-3751

秋田県住宅リフォーム推進事業

秋田県では、移住世帯の居住環境整備を支援しています。
住宅のリフォームや増改築をお考えの方は、ぜひご活用ください。

詳細はこちら▶



	定着回帰型	中古住宅購入型
	実家に戻る方や住宅を相続した方など、主に移住先の住居の見通しが立っている方を支援します。	新たに中古住宅を購入し、リフォームや増改築をする移住者を支援します。
対象者	次の全てを満たす方 ● 移住・定住世帯が居住する住宅のリフォームなど工事を行う方 ● 移住者もしくはその配偶者又はそれらの親、祖父母、子もしくは孫	次の全てを満たす移住者又はその配偶者 ● 中古住宅を購入し、令和6年10月1日以降に所有権を取得した方 ● 購入した住宅を持ち家としてリフォームなどをする方
対象住宅	一戸建て(共同住宅可)	一戸建て(築後10年経過した空き家)
対象工事	50万円以上のリフォーム・増改築工事	50万円以上のリフォーム・増改築工事
	補助対象額の 20% 最大 40万円 を補助	補助対象額の 30% 最大 60万円 を補助
	<div style="text-align: center;">  リモートワーク環境整備費用の 相当額、最大20万円を補助 </div>	

※県内に本店を有する建設業事業者と工事請負契約を締結する工事が対象となります。

※令和7年4月1日以降に完了し、令和8年3月13日まで完了実績報告ができる工事が対象となります。

移住者の
マイホーム取得を
応援します！

[フラット35]地域連携型

地方公共団体と住宅金融支援機構の連携により、一定の要件のもと、5年間0.25%~0.5%の金利引き下げが受けられます。 詳細はこちら▶



お問い合わせ先

鹿角地域振興局建築課(鹿角市、小坂町)	0186-23-2311
北秋田地域振興局建築課(大館市、北秋田市、上小阿仁村)	0186-63-2531
山本地域振興局建築課(能代市、八峰町、藤里町、三種町)	0185-52-6103
秋田地域振興局建築課(秋田市、男鹿市、湯上市、井川町、大湯村、五城目町、八郎潟町)	018-860-3491
由利地域振興局建築課(由利本荘市、にかほ市)	0184-27-1777
仙北地域振興局建築課(大仙市、仙北市、美郷町)	0187-63-3124
平鹿地域振興局建築課(横手市)	0182-32-6206
雄勝地域振興局建築課(湯沢市、羽後町、東成瀬村)	0183-73-6166

リモートワーク移住に対する支援①

リモートワークによる移住支援で最大3年間、合計220万円を支給します！

リモートワーク支援金

助成額	1年度目最大 100 万円 / 2・3年度目最大 60 万円 (社員1世帯あたり)
助成率	1/2 (家賃および賃貸契約諸費は1/4)
対象経費	<p>[移住1年度目のみ] ⇒ 通信環境整備費(インターネット回線工事費、PCやプリンターなどの周辺機器の購入経費など)、家賃および賃貸契約諸費</p> <p>[移住1～3年度目まで] ⇒ 通信費(インターネットプロバイダ料など)、本社等への交通費、レンタルオフィス利用料など</p>

対象者

- (1) 令和7年1月1日から令和7年12月31日までにリモートワーク移住し、移住完了登録された方で、①②のいずれかに該当する方
 - ① パートナー企業認定された企業の社員など
 - ② ①以外に所属する企業からリモートワーク移住が認められている社員など
- (2) 令和6年度に1年度目と2年度目の申請をした方

申請受付期間 (1年度目) 令和7年4月1日から令和8年1月31日まで
(2・3年度目) 令和7年4月1日から令和8年1月31日まで

補助対象期間 実施要領をご確認ください

- 備考
- 個人と企業で必要な手続きが異なります。
 - 精算払いとなります。
 - 移住前に移住定住登録(P.11)と事前相談を行う必要があります。
 - 「移住支援金」(P.2)や「はじめての秋田暮らし応援事業」(P.4)との併用可能です。

～ リモートワーク支援金支給までの流れ～



利用者の声

東京大学 特別研究員
高橋 今日子 (たかはし きょうこ) さん

Interview

秋田の豊かな自然と確かな学力を育成する教育環境に惹かれ、子どもと共に 2022 年に五城目町に移住しました。

職場である東京大学には、交通費の補助のおかげで上京する回数を増やすことができ助かっています。

また、オフィス利用料の補助も利用し、五城目町地域活性化支援センター (BABAME BASE) にて落ち着いた研究環境を整えることができ、自宅で作業をするよりも快適に仕事できています。また、同施設の入居者の皆さんや来訪者の方々と交流することにより研究ネットワークも広がり、首都圏に住んでいた時よりも仕事の生産性が向上しています。

支援金の申請についても、窓口担当の方々が丁寧に教えて下さり手続きがスムーズに進み、大変感謝しています。多くの方に秋田でのリモートワークと支援金制度の利用をおすすめしたいです。



リモートワーク移住に対する支援②

リモートワーク移住体験をされた企業に最大 60 万円を支援します！

（企業向け）リモートワーク移住体験支援金

助成額	最大 60 万円
助成率	2 / 3
対象経費	旅費、宿泊費、レンタルオフィス利用料など
対象者	秋田県外に本店などを置く企業等
申請受付期間	令和7年4月1日から令和8年2月27日まで
備考	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事前に県によるパートナー企業認定（※）が必要 ■ 体験後の精算払いとなります



（※）パートナー企業認定

県の取り組みについて社員への周知や社員の移住体験を実施する企業を「パートナー企業」として認定している。

認定には申請が必要。

～ リモートワーク移住体験支援金支給までの流れ～



連絡先

秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 移住促進チーム

相談時間 8時30分～17時00分、土日祝休

場 所 〒010-8570 秋田市山王4-1-1 県庁本庁舎5階

連絡先 ☎018-860-1234 Email: iju@pref.akita.lg.jp

Remotework
in Akita

リモートワークで秋田暮らし

詳細はこちら▼



秋田への移住をお考えのあなたをサポート

ポータルサイトで**移住定住登録**をしよう！

移住定住登録とは？



秋田県に県外から移住を希望する方が対象の登録制度です。
ご登録いただくと、秋田暮らしの実現に向けて継続したサポートが受けられます。

1. お一人おひとりのニーズに合わせて、市町村や関係機関と連携しサポートします。
2. 各種支援情報や、相談会等のイベント情報をお届けします。
- 3 移住後、秋田暮らし応援補助金(各種要件あり)、様々な施設で利用できるパスポートやプロスポーツチームの観戦チケットのプレゼントなど、各種サービスを受けることができます。
4. 移住後の暮らしに関する相談にも対応します。

※ 既に秋田県内(移住済)にお住まいの方は登録できません。

秋田暮らし応援補助金

移住定住登録をして県内へ移住した方へ**10万円**助成！ ※ 各種要件あり (P.4)

リモートワーク支援金

移住定住登録をして県内へリモートワーク移住した方へ通信費等を助成！ ※ 各種要件あり (P.8)

ウェルカムパスポート

秋田県内27か所のスポーツ施設や美術館、博物館などでさまざまな特典が受けられる「**ウェルカムパスポート**」をプレゼント！どんどん活用して秋田ライフをお得に満喫しよう。



移住得区プレゼント

秋田のプロスポーツチームの**無料招待券**※などをプレゼント！
「スポーツ立県あきた」を体感しよう。 ※ シーズン中に限る



秋田ノーザンブレッツ
2025シーズン

ホームゲーム 無料招待

一般社団法人秋田ノーザンブレッツ
ラグビーフットボールクラブ

☎ 018-863-0665

<http://www.northern-bullets.com/>



ブラウブリッツ秋田

2025シーズン ホームゲーム

観戦チケット引換券

株式会社ブラウブリッツ秋田

☎ 018-874-9777

<https://blaublitz.jp/>



秋田ノーザンハピネッツ

2025-26シーズン

ホームゲーム無料招待券

秋田ノーザンハピネッツ株式会社

☎ 018-835-5582

<https://northern-happinets.com/>



アランマーレ秋田

2025-26シーズン

ホームゲーム無料招待券

株式会社プレステージ・
インターナショナルアランマーレ事業部

☎ 018-888-9497

<https://www.arammare.jp/basketball/>

登録はこちらから



※ 各相談窓口でも登録可能です。



“秋田暮らし”
はじめての一步

秋田県移住・定住総合ポータルサイト

Web site



LINE



Instagram



X



Facebook

